

「川越市いじめの防止等のための基本的な方針（案）」に対する

意見公募手続きの実施結果について

1 概要

平成 25 年 9 月 28 日にいじめ防止対策推進法が施行され、10 月 11 日に文部科学省が「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定いたしました。これらを踏まえ、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進していくために「川越市いじめの防止等のための基本的な方針（案）」としてとりまとめ、市民の皆様から意見を募集いたしました。

その結果、2 件の意見をいただきました。意見の内容とそれに対する市の考え方を、次のとおり公表します。

2 意見公募の概要

公表する案	「川越市いじめの防止等のための基本的な方針【概要版】（案）」 「川越市いじめの防止等のための基本的な方針（案）」
実施期間	平成 26 年 9 月 12 日（金）から平成 26 年 10 月 11 日（土）まで
提出方法	直接持参、郵送、F A X、川越市ホームページからの意見提出
周知方法	川越市ホームページ、広報「川越」
結果の公表方法	川越市ホームページ

3 結果の概要

意見提出数	1 通
ホームページより	通
F A X	1 通
郵送	通
持参	通

4 意見の内容と対応

「川越市いじめの防止等のための基本的な方針（案）」に対して提出された意見の概要と市の考え方について

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>・「いじめ対策室」を学校内に設置し、警察・地域・保護者・養護教諭・市職員などで構成し、対策を図ることが重要であるが、いじめ協議会、対策委員会の必要性が（市民に）十分に行き渡っていないのが問題である。</p>	<p>・いじめの防止等の取組には、学校だけでなく、地域や関係機関等との連携が不可欠であると考えております。いじめ防止対策推進法に基づく組織の必要性につきまして、本方針の策定後、広く周知するよう努めてまいります。</p>
2	<p>・生命教育・人権教育（言葉の意味を含む）を重点的かつ計画的に取り組む必要があるが、本来の目的を忘れてしまう恐れがあるとして市民の立場としては不安に残ってしまう。</p>	<p>・いじめの根本的な解決には、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、他者に対する思いやりの心を持つこと、生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重すること等の道徳性を育てることが重要であると考えております。本方針にもありますように、道徳教育や人権教育を充実させ、さらには、読書活動・体験活動等の取組を推進することで、お互いの人格を尊重する態度やコミュニケーション能力の育成を図ってまいります。</p>